



マニュアル改正案に対する意見（未反映分）

頁数	意見	検討事項等
2-3	フェンタニル、PBA s を追記するか否か。	化学物質に精通した委員等の意見を伺って決めたい。
2-4~2-11	LCt50 及び LD50 について、ppm 値も併記できないか。 （理由）気体濃度を数値化し表示する資器材（ガス検知器、有毒ガス検知管等）は ppm 表示であり、理解・共有しやすい。	ppm 表記は、あくまで気体濃度であり、LCt50 及び LD50 とは必ずしも直結しない数値ではあるが、ご意見を反映した分かりやすい表記について、委員等の意見を伺いたい。
2-25~2-28	PPE のレベルに関しての記載であるが、「自給式呼吸器（SCBA）と防火衣」が、どのレベルに該当するのか記載してはどうか。（例えば、B と C の間など）	国際規格等で定められているわけではなく、基本的に防火衣は化学物質等を防護することを目的としているわけではないため、レベル分けは困難と考える。レベル分けするのであれば、レベルDと考えられるが、委員等の意見を伺って決めたい。
2-29	第3 区域ごとの防護措置と消防活動 6 行目 ・可燃性ガスが測定された場合は、難燃性を有する化学防護服の着装を考慮する。  ⇒第1回、第2回の委員会において、難燃性を有する化学防護服について議論されていないことから、仕様や具体的な使用例を示してはいかがか。	化学防護服の難燃性については、国際規格等で定められているわけではないため、難燃性を有する化学防護服もある旨、補足的な表記に修正しようとするが、委員等の意見を伺いたい。
2-29	第3 区域ごとの防護措置と消防活動 図1-1 ・生物剤による災害と推定できる場合は、レベルC防護措置での対応が可能である。  ⇒当消防本部において、白い粉事案の初動時、N、Bも疑い、レベルA又はレベルBの防護衣で対応しています。本内容について第1回、第2回の委員会において議論されていないことから、根拠を示してはいかがか。	今回、生物剤に関する議論ができていないため、生物剤に対する防護措置は、平成28年に議論した内容を踏襲したいと考えるが、頂いた意見のほか、皮膚炭疽等ではレベルA防護措置が必要との意見もありますので、委員等の意見を伺いたい。

2-29	<p>図 1-1 のフローチャートは今回の検討会の要となる部分でもあり、フローチャートの始まりは、</p> <p><input type="checkbox"/> 傷病者周辺に歩行可能な人がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 開放空間で有毒ガスの滞留、噴出等がない。</p> <p>の項目にして、「該当する場合：レベルB」、「該当しない場合：レベルA」として、レベル A と B を並列にしたらどうか。このフローチャートだとレベルAありきの印象が拭えない。</p>	<p>初動時、「症状や有毒ガスの滞留、噴出等」を瞬時に判断するのは容易ではなく、その判断に時間を要する恐れや隊員の心理的負担もあることから、原因物質が推定できていない段階では、レベル A 防護措置を基本としつつ、明らかにその必要性が低いと推定される場合にのみ、防護措置の引き下げを考慮することとしたが、委員等の意見を伺って決めたい。</p>
2-39	<p>(2) 住宅密集地域、多数の者が出入りする施設の「集合管理（生物災害時に限る）」という文言は必要か。</p>	<p>生物剤に関する議論ができていないため、削除しない方向と考えているが、委員等の意見を伺いたい。</p>
2-41	<p>○ 消防対策本部はどこに設置されるのか。また、役割は、関係機関との連携と後方支援のみでよいか。この役割からすると、消防対策本部は、関係機関に応援要請をし、必要な資器材を手配して現場に送り込むことのように読み取れるが、正しいか。その他、何か決定できる権限を持っているのであれば具体的に記載された方が、現場から要請や相談がしやすくなると思う。</p> <p>○ 「指揮」と「調整」は概念が全く異なるので、指揮者が持つ権限と調整者が持つ権限を分けて具体的に記載すべきと考える。特に、現地調整所の中に現場指揮本部が存在していることになるが、現地調整所は現場指揮本部とは別に設置されるものだと認識している。そのため、現地調整所の責任者は、現場指揮本部から必要な情報を入手・共有し、関係機関との調整を調整所で行い、その結果を指揮本部にフィードバックするようにしないと、指揮しながら調整することは難しいと考える。</p>	<p>委員等の意見を伺い、改めて各関係機関との連携イメージ図（案）を示したい。</p>
2-43	<p>日本中毒センターの説明の項目に、ホットライン（番号）の記載をしてはどうか。（REMAT のホットラインも同様）</p>	<p>日本中毒センターの消防専用ホットラインは消防機関のみしか展開していない情報であり、取扱いには留意する必要があるため、掲載は控える。</p> <p>REMAT（緊急被ばく医療支援チーム）については、</p>

		「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」への掲載が妥当と考える。
2-48	<ul style="list-style-type: none"> ・車両部署位置について、目安の 120m 以上離れた風上側の場所を削除（出動前の措置（1）4ポツ目）した理由は、例えば、部署位置から資機材を搬送や時間を考慮として、危険がない場所を部署目標としたのか。 ・これまでとおり「ERG に示される「初期離隔距離及び防護措置距離」の活用についても考慮する」（2-99 頁）のであれば、化学テロが疑われる場合については、120m 以上離れることの内容は残すべきではないか。 	<p>120m の距離は、Jane' s Chem-Bio Handbook を参考とし、戦場を想定してものであるほか、部署位置は現場の状況等に応じて柔軟に設定すべきものと考えため、120m の表記は削除する。</p> <p>一方、ERG については、陸上輸送の事故を想定したものであり、多くの国のファーストレスポンスに使用されているものであるため、考慮するものとした。</p>
2-51	<p>消防警戒区域及び進入統制ラインの設定に対象を記載してはどうか。</p> <p>例：消防警戒区域：住民等 進入統制ライン：活動隊員</p>	各ラインを設定する目的として、「住民の安全確保」、「活動隊員の安全を確保」と表記することで十分と考える。
2-53	簡易検知活動（1）目的に「検知結果等に基づき原因となる物質を推定する」と記載があるが、「等」には何が含まれるのか。	検知資機材による検知結果のみならず、発災場所の環境変化や被災者の症状等も勘案したうえで、物質を推定する必要があるため、「等」を記載している。
2-54	「化学防護服+防火衣」の記載を削除しているが、第2回の委員会において、毒劇物防護衣の上に防火衣を着装する（毒刺し）について触れている。この使用方法を取り入れている消防本部もあることから、削除について再検討してはどうか。	ISO 検討委員会（NFPA1994）の議長を務めるクリスティーナ・バクスター博士等の知見を有する方の意見として、ヒートストレスの問題から毒刺しを推奨しないとの見解を示している。どのリスクが主な問題であるかを判断した上で、耐炎性を備えた化学防護服を選択したり、防火衣を選択したりといったことになるため、記載方法について委員等の意見を伺って決めたい。

2-56~2-68	ゾーニングの例示が始まるが、文章間に複数例が挟まれると、内容が分断され、読みづらい印象を受けるため、資料として別記はできないか。	現状では、本文に記載する方針ではあるが、頂いたご意見をできる限り反映するべく、最終的に全体のバランス等を見て判断したい。
2-75	「現状では、消防活動領域での使用が出来ないが、」と前置きで参考記載として RSDL を紹介すべきではないか。	検討委員会からの「提言」として報告書に掲載する方法もあるため、マニュアルへの記載が適当か否か、委員等の意見を伺って決めたい。
2-76	コールドゾーンでの活動に現場指揮が示されていない。本マニュアルは全般的に各隊の活動に焦点を置かれているが、現場の指揮活動についての記載を追記してもよいのではないか。(2-42 で少し触れられているだけである。)	委員等の意見を伺って、記載を要する内容については、追記を検討したい。

第4章 除染活動に対する意見 ※除染活動は議論前のため、参考掲載

頁数	意見	検討事項等
2-101	次亜塩素酸ナトリウム ・市販されている5~12%水溶液は淡黄色で特有の臭気があるが、保管中に徐々に濃度が低下するため定期的に更新し、色が薄いあるいは特有の臭気が弱いものは使用しない。	第3回検討会にて検討する。
2-101	(構成) 第2節「除染材の種類」、第3節「除染の分類」とあるが、「除染の分類」が先の方が良いのではないか。	第3回検討会にて検討する。
2-102~	(構成) 乾的除染が「1:清拭、2:乾燥砂等、3:脱衣」の順序で記載されているが、最も簡易で効果的なものから順に記載してはどうか。	第3回検討会にて検討する。